



## 三次年金事務所からのお知らせ

三次年金事務所

が社会保険料控除の対象です！

納めた国民年金保険料は全額

国民年金保険料は所得税法

及び地方税法上、健康保険や

厚生年金などの社会保険料を

納めた場合と同様に、社会保

險料控除としてその年の課税

所得から控除され、税額が輕

減されます。

控除の対象となるのは、平

成26年1月から12月までに納

められた保険料の全額です。

過去の年度分や追納された保

険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけ

ではなく、配偶者やご家族（お

子様等）の負担すべき国民年

金保険料を支払っている場

合、その保険料も合わせて控

除が受けられます。

なお、平成26年中に納付し

た国民年金保険料について、

過去の年度分や追納された保

険料も含まれます。

\*都合により変更になる場合があります。出かける前に医療機関へお問合せください。



57-1330

巡回無料弁護士相談会

【たかみや人権会館】※予約は、10月

日 11月11日（火）11月25日（火）

いずれも、18:00～20:00

問 たかみや人権会館

日 11月13日（木）から

日 11月27日（木）13:00～16:00

問 美土里支所

☎ 54-0311

■高田地区休日夜間救急診療所

〔J A吉田総合病院〕（吉田町）

平日 17:00～翌朝8:30

日・祝日 8:30～翌朝8:30

【内科・外科】☎ 42-0636

■のりかわ眼科クリニック（吉田町）

11/9（日）9:00～18:00

【眼科】☎ 42-1001

\*都合により変更になる場合があります。出かける前に医療機関へお問合せください。

### 市の人口

総人口・30,111人  
(30,521人)  
男・14,522人  
(14,708人)  
女・15,589人  
(15,813人)  
世帯・13,178戸  
(13,166戸)

■平成26年10月1日現在  
※( )の数字は、前年同月数値

### 11月の納稅

国民健康保険費6期  
納期限：12月1日  
夜間納付窓口  
開設日  
11月27日  
(17:15～19:00)  
開設場所  
安芸高田市役所税務課

●受付 毎日19:00～翌8:00  
●相談員 消費生活相談員  
※水・金曜日 9:30～16:30

●受付 每日19:00～翌8:00  
●相談員 消費生活相談員  
※水・金曜日以外は危機管理課で  
対応

●受付